

市川市資源回収活動団体奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主的に資源回収活動を実施する自治会、子供会、PTA等の団体（以下「団体」という。）に対し、市川市資源回収活動団体奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、市民の集団資源回収活動を奨励し、もって資源の再利用及びゴミの減量の促進を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件に該当する団体で、資源回収活動団体登録届（様式第1号）を市長に提出し、その登録を受けたものとする。

- (1) 地域住民で構成されるものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。

(資源)

第3条 回収の対象となる資源は、次のとおりとする。

- (1) 古紙類
- (2) 布類
- (3) ビン類
- (4) カン類

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる資源の種類に応じ、それぞれ当該各号の定める額とする。

- (1) 古紙、布類、ビン及びカン類 1キログラムにつき3円

(実績届)

第5条 登録を受けた団体は、資源を回収したときは、速やかに資源の回収実績を証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市が収集、運搬することとした資源については、この限りではない。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、次の各号に定める資源の回収分ごとに、当該各号に定める期日までに奨励金を交付するものとする。

- | | | |
|-----|-------------------|-------|
| (1) | 4月から 6月までの資源回収分 | 8月末日 |
| (2) | 7月から 9月までの資源回収分 | 11月末日 |
| (3) | 10月から 12月までの資源回収分 | 2月末日 |
| (4) | 1月から 3月までの資源回収分 | 5月末日 |

(登録内容の変更)

第6条の2 登録を受けた団体は、第2条の資源回収活動団体登録届の記載事項に変更があったときは、速やかに資源回収活動団体登録内容変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(活動遂行義務)

第7条 奨励金の交付を受ける団体は、年4回以上資源の回収活動を行わなければならない。

(登録抹消届)

第8条 団体が解散等の事由により資源回収活動を止める場合には、当該団体は、速やかに資源回収活動団体登録抹消届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(返還)

第9条 奨励金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当するときは、市長は、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 市長の付した条件又は指示に従わなかったとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の市川市資源回収活動団体報償金交付要綱第4条及び第5条の規定は、平成4年4月以後の資源回収分から適用し、同月前の資源回収分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の市川市資源回収活動団体報償金交付要綱第4条、第5条及び第6条の規定は、平成5年4月以後の資源回収分から適用し、同月前の資源回収分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に回収した資源について適用し、同日前に回収した資源については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び第4条の規定は、平成15年4月1日以後に回収した資源に係る奨励金について適用し、同日前に回収した資源に係る奨励金については、なお従前の例による。

様式第 1 号

資源回収活動団体登録届

令和 年 月 日

市川市長 様

届出者

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

市川市資源回収活動団体奨励金交付要綱第 2 条の規定により
資源回収活動団体の登録を受けたいので次のとおり届け出ます。

団体名				団体区分	
代表者	氏名		電話番号		
	住所				
担当者	氏名		電話番号		
	住所				
実施世帯数			参加人数		
実施回数					
回収品目	(1)ビン類 (2)カン類 (3)古紙類 (4)布類 (5)その他 ()				
回収業者	業者名		電話番号		
	住所				
奨励金の振込先	金融機関名		支店名		
	預金種目	普通・当座	口座番号		
	口座名義	フリガナ			
備考					

資源回収活動団体登録内容変更届

令和 年 月 日

市川市長 様

届出者

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

市川市資源回収活動団体奨励金交付要綱第 6 条の 2 の規定により、登録内容の変更について届け出ます。

1、変更時期 年 月 日

2、変更内容 ※ 変更する項目の □ 欄に ○ 印をして、変更後の内容を記入してください。

<input type="checkbox"/> 団体名			
<input type="checkbox"/> 代表者	氏名	電話番号	—
	住所		
<input type="checkbox"/> 担当者	氏名	電話番号	—
	住所		
<input type="checkbox"/> 実施世帯数	世帯	<input type="checkbox"/> 参加人員	人
<input type="checkbox"/> 実施回数			
<input type="checkbox"/> 回収品目	(1)ビン類 (2)カン類 (3)古紙類 (4)布類 (5)その他 ()		
<input type="checkbox"/> 回収業者	業者名	電話番号	—
	住所		
<input type="checkbox"/> 奨励金の振込先	金融機関		支店
	預金種目	普通・当座	口座番号
	フリガナ 口座名義		

※ 団体名は、必ず記入ください。

様式第3号

資源回収活動団体登録抹消届

令和 年 月 日

市川市長 様

届出者

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

次の理由により資源回収活動を止めるため、市川市資源回収活動団体
奨励金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

団体名	
抹消年月日	